

**記 載 例**

路外駐車場設置（変更）届出書

上尾市長 様 年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地  
 〇〇〇〇〇〇株式会社  
 代表者 〇 〇 〇 〇  
 電話（〇〇〇）〇〇〇-〇〇〇〇

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	〇〇〇〇〇パーキング			
2	駐 車 場 の 位 置	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地			
3	イ 駐車場の区域の面積	1,215.98 平方メートル			
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	2,056.34 平方メートル			
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	1,320.00 平方メートル (駐車台数 82台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
			小計	1,320.00 平方メートル	
	b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	それ以外の部分	四輪車専用	115.00 平方メートル (駐車台数 8台)
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台 特定自動二輪車 駐車台数 台
				小計	115.00 平方メートル
車路等の面積 (B)		120.36 平方メートル			
a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載する。	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
			特定自動二輪車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	62.50 平方メートル 四輪車 駐車台数 5台 特定自動二輪車 駐車台数 5台	
			小計	127.50 平方メートル	
b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載する。	それ以外の部分	四輪車専用	62.50 平方メートル (駐車台数 5台)	
			特定自動二輪車専用	15.00 平方メートル (駐車台数 3台)	
			四輪車及び特定自動二輪車併用	25.00 平方メートル 四輪車 駐車台数 2台 特定自動二輪車 駐車台数 6台	
			小計	102.50 平方メートル	
車路等の面積 (D)		270.98 平方メートル			

（裏面につづく）

(表面からつづく)

3 規 模	駐車のために供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に供する部分	四輪車専用	1320.00 平方メートル (駐車台数 82台)
				特定自動二輪車専用	65.00 平方メートル (駐車台数 13台)
					62.50 平方メートル
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 5台 特定自動二輪車 駐車台数 5台
				小計	1447.50 平方メートル
			それ以外の部分	四輪車専用	177.50 平方メートル (駐車台数 13台)
				特定自動二輪車専用	15.00 平方メートル (駐車台数 3台)
					25.00 平方メートル
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 2台 特定自動二輪車 駐車台数 6台
				小計	217.50 平方メートル
4 構 造	イ 建築物である部分	地上10階・地下3階建(うち駐車場は地下3階～地下1階部分) 建築面積: 1,368.56㎡ 鉄骨・鉄筋コンクリート造 避難階段の数: 1			
	ロ 建築物でない部分	アスファルト舗装			
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無	有(垂直循環方式、方向転換装置(ターンテーブル))		
		b 特殊の装置に係る 駐車場法施行令第15条の規定による 認定の概要	認定の番号	特殊駐車装置認定第〇〇〇号、第〇〇〇号	
		特殊の装置の名称等	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (製造者: 〇〇〇〇〇(株))		
	ロ それ以外の設備	換気装置、警報装置、消化装置、放送装置、自動料金精算機			
6	6 附帯業務のための施設	無			
7	7 従業員概数	8人			
8	8 供用開始(予定)日	平成〇〇年〇〇月〇〇日			

建築物の階数、建築面積、構造上の種別(木造、耐火構造等の別)及び避難階段の数を記載する。  
なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあってはその旨を記載す

路外駐車場の業務に付帯して行なう業務がある場合に施設概要を記載する。

(注)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。

記入上の注意事項

- ・「駐車場の区域の面積」は、当該駐車場の範囲の垂直投影面積を記入してください。
- ・「駐車場の用に供する部分の面積」は、駐車のために供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のための必要施設の総面積を記入してください。
- ・「駐車のために供する部分の面積」は、車路を除いた駐車マスの面積を記入してください。
- ・「車路等の面積」は、総面積から「駐車のために供する部分の面積」を除いた面積を記入してください。
- ・「四輪車及び特定自動二輪車併用」の駐車台数は、四輪車及び特定自動二輪車の各々に換算した駐車台数を記入してください。
- ・月極契約等の特定の人のみが駐車する部分については、「それ以外の部分」に記入してください。
- ・添付図面等を添えて、正副2部提出してください。

※記入に当たっては、届出書の備考欄も参考にしてください。